番 内容の	容の	内容	委	四次 4 点 点	協定区間	概算 縮減額	────────────────────────────────────	本五 の柳 西	貢献度	①計画熟度	②会社の主体性	③協議困難度	④追記事項(加点要素)		委員会での意見等
号	分類	內台	会	路線名	励足区间	(百万円		変更の概要	判定	①計画熱度	2 会社の主体性	(相手・種類)	技術的工夫等	相手方のメリット	安貝云での思えず
1 造物	更	変更	第 · 19 · 回	東北縦貫自動車 道弘前線	久喜白岡JCT		75 •地元	・解放感のある構造形式について地元と協議し、鋼橋をコンクリート橋に形式変更した。		・当初計画の熟度		・地元との協議	・伸縮装置の削減		
	更 目	炙史		北	太田桐生IC~ 足利IC	6	6.8 •地権者	・地権者と協議を行い、窪地を盛土することにより補強土壁工を見直した。				・地権者との協議			
3 造物	本線構 物の変 更	盛土構造 変更	第 <i>i</i> 19 i	九州縦貫自動車 道 宮崎線	清武JCT	!	58 •地権者	・現地形を触らないように要望されていた が、地権者と協議を行い、一部用地を追加 買収し、補強土壁を盛土とした。				・地権者との協議			
4 4 7		浄化槽規 模の見直 し		紀勢自動車道	紀伊長島IC~ 紀勢大内山IC		10 ・自治体 (県、町)	・料金所建物の増築に必要となる浄化槽 の規模を実績データにより算出。既設浄化 槽で容量を満足することを立証し、増設費 用を縮減した。				・自治体との協議	・既設浄化槽能力と 使用実績の検討		

	110011	П ч д.	表	人がい (1123.7.1を 								(1) 位記車項	/加上而主)	ジウスヤン
番内	P容の 分類	内容	安員	路線名	協定区間	協議相手	変更の概要	貢献度 判定	①計画熟度	②会社の主体性	③協議困難度 (相手·種類)	④追記事項(加点要素)		委員会での意見等
75 7	刀 規		会					刊化			(相子・性親)	技術的工夫等	相手方のメリット	
1			第 13 回		[伊勢原北IC~ 秦野IC	·地元 ·道路管理 者(市)	・地域分断を懸念する近隣住民と協議を行い、主要道路を分断せず盛土高さが高くならない区間の道路構造を橋梁から土工へ見直した。	0.5	_	_	・橋梁から盛土への 構造変更の地元協 議			・橋と認識している上での構造変更であり、地元を説得するのは大 変。
2			第 14 回	近畿自動車道 名古屋神戸線	四日市JCT~ 四日市北JCT	•地元	・圧迫感を懸念する近隣住民にイメージを 視覚的に説明し、道路構造の一部を橋梁 から土工へ見直した。	0.5	_	_	_			・特別難しいということもなく、易しいということもなく標準的。
3		橋梁 ↓ 盛土	第 14 回		六郷IC~ 増穂IC	•地元	・地元へ付替道路による機能復旧を協議し、鉄道の影響がない範囲まで土工構造に変更した。	0.5	_	_	_			•標準的。
4			第 14 回	中部横断自動車道	吉原JCT~ 富沢IC	•地元	・地域分断や防災面を懸念する地元へ機能補償や環境面の影響を説明し、橋梁か	0.5	_	_	_			・かなり頑張られたと思うが標準的。
5			第 13 回	常磐自動車道	常磐富岡IC~ 相馬IC	設協議者 (県) ・地元	ら土工へ道路構造を見直した。 ・廃棄物処分場廃止の目途が立たないた め橋梁構造としていたが、将来のリスクを 考慮した検討や事前協議により速やかに 構造変更を実施した。	0.75	_	_	○前例のない協議	〇安全性の工夫		・本体部分に廃棄物無しで処理した点に、安全性の工夫。 ・福島県では今まで例のない形質変更協議であり、難しい配慮があった。
6			l m	常磐自動車道	常磐富岡IC~ 相馬IC	・保安林管 理者(県) ・地元	・土砂流出防備保安林を改変せずに擁壁 で計画していたが、変更協議を行い沢部を 嵩上げする構造とした。	0.75	_	_	〇保安林の再協議			・保安林解除が不要な他の構造で事前協議しており、解除してもらうのは非常に困難。 ・一度協議したことを再度変更しており、難しい協議。
	本線構 物の変		第 13	北海道縦貫自動車	大沼IC~ 落部IC	·河川管理 者(町) ·漁協	・河川を改変しない擁壁で計画していた が、漁協関係者と協議を行い、汚水処理対 策を含めた盛土構造とした。	0.75	_	_	〇漁業関係者への 再協議	〇新技術の採用(や しの実繊維の浄化 フィルター)		・一度協議を行ってからの変更で、難しい。 ・漁業関連の難しい交渉と、浄化フィルターといった新しい技術 導入。
8	更		第	常磐自動車道	常磐富岡IC~ 浪江IC	•河川管理 者(県) •道路管理 者(町)	・町道と河川管理用道路との重複について協議を行い、橋梁延長を短縮した。	0.25	_	_	×官官協議		・重複管理による管 理費の縮減	・官庁との協議であり、道路利用者から見れば、協議の難しさを 理解しにくい。 ・コストの縮減等のメリットを粘り強く説明し、重複管理の同意を得た。
9			第 13 回	第二東海自動車道 横浜名古屋線	引佐JCT~ 豊田東IC	·道路管理 者(県)	・道路管理者等と協議を行い、県道を切り 回すことにより橋梁形式を変更した。	0.25	×当初計画の熟度	_	・県道切り回しの協 議 ×官官協議			・当初の計画に検討の余地があったのでは。 ・官官協議は一般の利用者から見れば行って当然の面もある。
10		貯水池内 橋脚設置		近畿自動車道 名古屋神戸線	四日市JCT~ 四日市北JCT	·貯水池管理者(県)	・基本的に承諾していない橋脚設置について協議を行い、橋梁構造を見直した。	0.5	_	_	_			•標準的。
11		トンネル 坑口位置		第二東海自動車道 横浜名古屋線	御殿場JCT~ 長泉沼津IC	・民間施設	・民間施設に対し、トンネル坑口が近くなっても景観や騒音が変わらないことを説明し、トンネル坑口の構造を見直した。	0.5	_	_	・長時間費やした協議			・努力があったと想定するが、標準レベル。 ・協議に長期間費やすなど難航した案件では、期間的なものも会社の努力である。
12		中分構造の見直し	第 10 回	近畿自動車道名古屋神戸線	甲賀土山IC~ 草津田上IC	•交通管理者(警察)	・交通管理者と協議を行い、中分構造を防護柵から築堤盛土へ見直した。	不認定	_	_	・交通管理者との協 議 ×官官協議 ×困難度が低い協 議			・協議相手が、地元住民と公的機関とでは協議した努力に差がある。 ・交通管理者との協議は、非常に大変であることは理解する。 ・現場を見てから判断するとの協議経緯であったことは、特段の努力として認めがたい。
13		トンネル 坑口位置	第 18 回	近畿自動車道 敦賀線	小浜西IC~ 小浜IC	•JR •地権者	・JR線トンネルと近接するためトンネル構造としていた100m区間を切土構造に変更した。	0.5	_	_	・JRとの協議 ×官官協議 〇理詰めの協議 ・地権者との協議	・FEM解析と計測管 理の提案		・公的機関同士の協議であるが、理詰めの整理は困難だったと思う。 ・都市計画の変更まで行っていることを考えると標準的。
15			13		海老名IC~ 相模原IC	·地元 ·道路管理 者(市)	・地元および関係機関と協議し、人道BOXを廃止して近隣のBOXと統合した。	0.5	_	_	_	・安全性の提案(社 会的貢献)		・地元の方が相手ということ、特別というわけではないが、安全性がの提案があったことを評価しては。 ・単に費用が安くなったとかよりも安全性の観点から地元を説得したことは、社会貢献度が高いという感じはする。
16		カルバー	回	常磐自動車道	山元IC~ 亘理IC		・地元および関係機関と協議し、側道設置によりカルバートボックス(農業排水路含む)を統合した。	0.5	_	×外的要因	_	〇クリティカルの回 避の工夫		・結果として外的要因で迂回せざるを得なかったのであれば、自身的かどうかが厳しくなる。 ・クリティカルの回避のために工夫されたと理解でき、普通の外的要因とは違うと思う。
17		トボックス の廃止	第 13 回	(横浜横須賀道 路)	佐原IC~ 馬堀海岸IC	·地元 ·道路管理 者(市)	・カルバートボックスを側道と一体となる付替歩道整備により廃止した。	0.5	_	_	_	・車道ではなく歩道で 代替する発想		・地元の方と交渉している上に、車道ではなく歩道で代替する発想という創意工夫もある。 ・努力はあるがあまり工夫されているとは思えないため、通常の難 易度ではないか。
	黄断構 物の変		第 14 回	第一東海自動車道	海老名JCT~ 海老名IC	·公園管理 者(市)	・料金所へのアクセス道路を市道経由から 運動公園道路経由に変更した。	0.5	_	_	_			•標準的。
	更		第	近继白動車送	小浜西IC~ 小浜IC	•地元	・地元および関係機関と協議し、人道BOX を廃止して近隣のBOXと統合した。	不認定	_	_	・地元との協議			・当初計画が防犯上懸念のあるものであった。 ・地元との協議が困難ではなかった。
19		カルバー トパイプ の廃止	第 9 回	北関東自動車道	太田桐生IC~ 足利IC	·地権者 ·水利組合	・地元と協議し、水田から畑に転作された 農地と農業用水路とを繋ぐパイプカルバー トを廃止した。	不認定	_	×外的要因	・地権者との協議 × 当然の協議			・土地利用が変わったことによる構造検討は当然のことであり、会社の努力とは認められない。 ・地権者の方と大変苦労されて交渉されたんだろうと思うが、これらいのことはやはりお願いしたい。 ・協定時の計画に対して、縮減したのであれば会社の努力として認めても良いのでは。
20		,	第 13 回		六郷IC~ 増穂IC	•地元	・軟弱地盤のため近傍が橋梁になるため、 地元と協議しパイプカルバートから用水路 へ変更した。	0.25	_	×外的要因	_	・懇切丁寧な説明		・現地要因で橋梁になれば、開水路で回すのも検討するのでは。 ・農業従事者へ懇切丁寧に説明して了解を得たところが会社の努力。

_		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	172 17	へ <i>の</i> し (1123.7.145)	<u>ь т</u>									少行兵行2 2
番号	内容の 分類	内容	委員会	路線名	協定区間	協議相手	変更の概要	貢献度 判定	①計画熟度	②会社の主体性	③協議困難度 (相手·種類)	④追記事項 技術的工夫等	(加点要素) 相手方のメリット	委員会での意見等
2		跨道橋の	第	第二東海自動車道	長泉沼津IC~	•管理者	 ・育種場の機能復旧として跨高速道路橋で 協議していたものを、取付道路に変更し	0.5	_	_	○育種場という特殊 な協議	技術的工人 等	祖子刀のグラット	・育種場という特殊な箇所で官庁との協議ではあるが、調整が難し
22	3環境対 策施設の	廃止 遊音壁 構造	第	横浜名古屋線 近畿自動車道 名古屋神戸線	引佐JCT 亀山JCT~ 甲賀土山IC	(県)	・ 覚書まで結んだ遮音壁高さを、設計条件の変更より、環境保全目標を守ったまま高さを変更した。	0.5	_	×外的要因	※官官協議○環境対策の再協議			かったと思われる。 *環境率年以上のものを水のに地域に、 上述時して見事を施 び、それをまた下げたという2段階の苦労があった。 ・外的要因によるもので、協議をせざるを得ない状況であり、自発 的とは言えない。 ・地元の協議がどのくらい厳しいかにもより、極めて厳しいのであ
23	- 変更	III ZE	第 14 回	近畿自動車道 名古屋神戸線	甲賀土山IC~ 草津田上IC	·地元	・覚書まで結んだ遮音壁高さを、設計条件の変更より、環境保全目標を守ったまま高さを変更した。	0.5	_	×外的要因	○環境対策の再協 議			・交通量減という外的要因がきっかけだが、地元相手の難しい協議 であり、類似案件と同様の整理でよいのでは。
24		案内標識 の合併化	第 7	中部横断自動車道 増税 南ア	増穂IC~ 南アルプスIC	穂IC~ アルプスIC ・道路管理 者(国・県・ 町)	学の体でもより美ナケー、光外を続く	不認定	× 当初計画の熟度	_	×官官協議 ×当然の協議			・当初計画にいくらでも工夫の余地がある気がする。 ・協議をまためたことについては敬意を表する。 ・現場での努力されたことは十分に理解できる。 ・既設の標識柱を有効活用することは、通常の協議の範囲ではないか。
			💾	一般国道468号 (首都圏中央連絡 自動車道)	八王子JCT~ あきる野IC	・道路管理 者(都・市)								・案内標識は本来ドライバーの目線から見て何が一番良いのかを 考えるべきであり、 合併化はそのための通常業務の範囲と考えら れる のでは。
25	;	仮設プラ ントの設 置位置の 見直し	10	一般国道468号 (首都圏中央連絡 自動車道)	鶴ヶ島JCT〜 川島IC	•道路管理 者(国)	・国土交通省と協議を行い、舗装合材仮設プラントの設置位置を変更した。	不認定	_	_	×共同事業者との協議(当然の協議)	・厳しい工程管理		・通常の施工計画、工程計画の範囲をそれほど大きく上回るほどでもない。 ・仮設ヤードの品質管理はごく当たり前のことでは。 ・共同事業の相手方と協議するのはある意味当然のことであり、 助成に該当するかどうかは疑問である。 ・非常に厳しい工程管理の中で仮設プラントを変更したことは、特段の努力として評価すべき。
26		転石処理方法	第 13 回	第二東海自動車道 横浜名古屋線	長泉沼津IC~ 引佐JCT	•民間会社	・小割する転石を、地権者の了解を得てそのまま敷均した。	0.25	_	_	×民間会社1社との 交渉のみ ・転石捨場地権者と の協議			・技術的な創意工夫は見受けられないと感じたのと、協議努力も 民間会社1社と交渉されただけでは。 ・相手の考え次第でもあり、協議案件ではないか。 ・小割しないで大きいものが捨てられる場所を見つけたことが、会社の努力では。
27	,	土石流対 策先行施 工		北関東自動車道	笠間西IC~ 友部IC	·治山事業 者(県)	・県では優先順位の低いトンネル坑口の土 石流対策事業を、協議により高速道路事 業と同時施工となるようにした。	0.5	_	_	×官官協議		〇県の費用の削減	・官官協議であり、一般市民から見たら当たり前という感覚。 ・県の費用も節約になっており、評価を上げるべき。
28		IC形状	第 14 回	中部横断自動車道	六郷IC~ 増穂IC	・道路管理 者(県・町)	・六郷ICの形式を平面Y型から、県・町のアクセス道路計画を変更することでダイヤモンド型に変更した。	0.5	_	_	OIC構造の変更 ×官官協議			・官庁との協議ではあるが、インターチェンジの構造変更の調整は 大変な努力だったと思われる。
29	4その他	休憩施設形状	第 14 回	中部横断自動車道	六郷IC~ 増穂IC	·開発整備 者(国·県)	・増穂PAを道の駅、河川防災ステーションを複合した施設に一体化し、お手洗いを共用とした。	0.5	×当初計画の熟度	〇会社の積極性	_	・道の駅とPAの一体 化	・地域振興に繋がる 良い事業	・地域振興につながる良い事業だが、当初計画の計画熟度はそれまど高くなかったのでは。 ・道の駅とPAの一体化によるコスト縮減をはかれるように、会社から町に積極的に働きかけた部分を評価できる。 ・本来計は、光江石として自然しなければならないことではない。
30)	建設発生 土の受入 れ		北関東自動車道	真岡IC~ 桜川筑西IC	·公共工事 発注機関 (県)	・関係機関と協議し、盛土材を購入材から 建設発生土へ変更した。	不認定	_	_	×当然の協議			か 。 ・協定時の計画に対して、縮減したのであれば会社の努力として認めても良いのでは。 ・環境面から考えると、この現場発生土の利用を加速させることに
3-		土砂運搬 先及び運 搬経路の 見直し	第 10 回	中央自動車道西宮線	飯田南IC	·地元 ·道路管理 者(国)	・地元および関係機関と協議し、掘削残土の運搬距離を短縮した。	不認定	_	×外的要因	×当然の協議	・地元とのパイプ作り		・主体的な努力ではなく、 側方支援的(国の判断によるもの)である。 ・地元や自治体等と協力して土捨場を確保するのは当然のことである。 ・町づくり委員会のようなものを作り、地元とパイプを持つことで、国の思典買収の終す支援を行った。
32	<u>-</u>	残土処理 場見直し	第 15 回	山陽自動車道	高屋JCT	·道路管理 者(国)	・国事業区間はビオトープ計画があり盛土 場として調整できなかったものを、協議によ り盛土場に変更した。	0.25	_	×外的要因	×官官協議	・盛土後の自然保護 対策の提案		の用地買収の後方支援を行った。 ・ これでフィーツを金属項目からかしたのは国文目であり、 <u>芸社が</u> 自発的に行った結果だとは考えにくい 。 ・ 会社の提案により整備項目から外れたかどうかの客観的な証明はできないが、総合的に判断してこのような結果になったと推察している。 ・ 会社の方から交渉し努力したのだと思うが、 官庁との協議であり
33	-	作業ヤード構造変	第 15 回	山陽自動車道	尾道JCT	·地権者 ·耕作者	・ランプ橋施工の作業ヤードを鋼製構台から、耕作者と協議し借地期間短縮検討により盛土構造に変更した。	0.5	_	_	・農家との交渉	・上部工架設順序の 工夫		大阪利田 老から目れば 物種の難しされ現例 にている ままって ・農家との方との交渉も大変だったと思う。 ・工夫もなかなかのものではないかと思う。
34		調整池の縮小	第	東関東自動車道水戸線	茨城南IC~ 茨城JCT	•河川管理 者	・調整池への流入が避けられない後背流 入域分の流量を、河川管理者との協議に より返流ますで直接返流することで調整池 規模を縮小した。	0.75	_	_	○河川管理者との協 議	〇返流ますの採用		・農業では使われているが、 道路事業では使われておらず 、技術的な工夫ととらえることができる。 ・新しい提案のため河川管理者も許可しづらかったと思われるので協議でも苦労があったのでは。
3	; 	のり面対 策工見直 し	18	北海道横断自動車 道 黒松内釧路線	占冠IC~ トマムIC	・地権者	・地質が悪くアンカー等ののり面対策工が必要な切土端部において、地権者に形状変更の了解を得ることで追加買収することなくのり面を緩くした。	0.5	_	_	・地権者との協議 〇協議が難航			・協議が非常に難航したことは理解できるが、標準的